

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱

令和元年7月26日
土木担当部長決定

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この制度は、自動車のペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するもの（以下「安全運転支援装置」という。）を高齢者が新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金（以下「安全運転支援装置補助金」という。）として交付するために必要な事項を定め、もって高齢者の運転する自動車による事故を防止し、区民の安全と安心に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 豊島区内（以下「区内」という。）に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有し、令和4年3月31日現在で70歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を購入及び設置しようとするもの
- (2) 安全運転支援装置 次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するものとし、かつ同装置を設置した車両が「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に適合するもの
 - ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置
 - イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を制御する装置
 - ウ その他豊島区長（以下「区長」という。）が認めるもの
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること

イ 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における安全運転支援装置補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、次の各号すべての要件を満たすものとする。

- (1) 区内に住民登録がある個人
- (2) 令和4年3月31日現在で70歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を購入及び設置しようとするもの
- (3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証を保有しているもの
- (4) 東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の制度を利用し購入及び設置したもの

2 前項に定めるもののほか、補助金の対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りではない。

- (1) 安全運転支援装置を購入及び設置した販売店に支払いが完了していること
- (2) 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載された自動車であること
- (3) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること

ただし、これらの氏名が同一でない場合は、当該自動車検査証に記載の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、当該高齢者の運転免許証に記載の住所が同一であること

- (4) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと
- (5) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供すること
- (6) 暴力団員等に該当しないこと
- (7) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、区が一切の責任を負わないことについて了承したこと
- (8) 自動車税の滞納がないこと

(補助対象経費等)

第4条 補助対象となる経費は、高齢者の使用する自動車に安全運転支援装置を購入及び設置するに当たり、当該装置の購入及び設置に要する費用をいう（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障個所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）

(補助金の額等)

第5条 前条の規定による補助金の交付額は、補助対象経費の10分の1とする(交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる)。ただし、1台当たり1万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、他団体からの同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額とこの要綱により交付できる補助金の額の合計が補助対象額を上回る場合は、その上回った金額をこの要綱により交付する補助金の額から差し引くものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、令和4年3月31日までとする。

(補助金の交付申請手続き等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象期間内に交付申請を行うものとする。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を区長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 安全運転支援装置購入及び設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(別記第2号様式)
- (3) 安全運転支援装置を購入及び設置に係る領収書
- (4) 安全運転支援装置の取付作業が確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請の受付は、補助金の申請を行う年度の4月1日(当該日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。以下この項において同じ。)(以下これらを「休日等」という。)に当たる場合にあつては、当該日の直後の休日等でない日)から翌年3月末日(当該日が休日等に当たる場合にあつては、当該日の直前の休日等でない日)までの期間に行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、その内容を適当と認めるときは、区の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 区長は、前項に基づき、補助金の交付を決定したときは、速やかに豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、補助金の不交付を決定したときは、豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
 - (4) この要綱に基づき区長が求めた書類を提出しないとき、又は提出した書類に虚偽が判明したとき
- 2 区長は、前項の規定に基づき取消しを行ったときは、その旨を豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条第1項の規定に基づき取消しをした場合において、当該取消しに係る補助金がすでに交付されているときは、期限を定めて、交付された補助金の返還を命ずることができる。

（状況調査）

第11条 区長は、必要に応じて当該車両の状況調査を行うことができる。

（広報啓発）

第12条 区長は、第1条に掲げる目的の達成に向けて、この補助金が広く活用されるよう、広報その他により普及啓発活動を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この制度に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第2項関係）

令和 年 月 日

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書

豊島区長

（申請者）〒

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、安全運転支援装置購入及び設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 安全運転支援装置名称及び種類

2. 購入及び設置日 令和 年 月 日

3. 購入及び設置費用 _____円

4. 補助金申請金額 _____円

※補助対象経費の10分の1とする。ただし、1台当たり1万円を上限とする。

（補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てた金額）

5. 添付書類

- （1）安全運転支援装置設置促進事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第2号様式）
- （2）安全運転支援装置を購入及び設置に係る領収書
- （3）安全運転支援装置の取付作業が確認できる書類
- （4）その他必要な書類

第2号様式（第7条第2項関係）

令和 年 月 日

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付請求書

兼口座振替依頼書

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の請求をします。

記

補助金請求金額 _____ 円

〒

住 所 _____

申請者名 _____ 印

電話番号 _____

(提出先)

豊島区長

上記金額を、下記の口座へお振込みください。

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種別		口座番号			
			1普通	2当座				
振込口座	フリガナ							
	氏名							
	住所	〒	—					

※口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

第3号様式（第8条第2項関係）

豊都土発第 号
令和 年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 安全運転支援装置の購入及び設置

2 補助金交付限度額 円

3 補助の条件

- (1) この補助金は、交付目的以外に使用してはならない。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、交付決定の内容又はここに附した条件に違反したときは交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることがある。
- (3) 上記のほか、豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

(所管課) 土木管理課：電話

第4号様式（第8条第3項関係）

豊都土発第 号
令和 年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1 安全運転支援装置の購入及び設置

2 不交付理由

(所管課) 土木管理課：電話

第5号様式（第9条第2項）

豊都土発第 号
令和 年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金

交付決定取消通知書

先に申請のあった豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金について、豊島区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 安全運転支援装置の購入及び設置
- 2 取消理由
- 3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

4 納付期限 令和 年 月 日

5 別紙納付書にて期限までに納付してください。

(所管課) 土木管理課：電話